

いわて働き方改革加速化推進等業務

企画提案審査要領

令和7年2月
岩手県

令和7年度いわて働き方改革加速化推進等業務企画提案審査要領

令和7年2月19日 岩手県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度いわて働き方改革加速化推進等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画コンペにおける企画提案の審査について必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、別途設置する「令和7年度いわて働き方改革加速化推進等業務」（以下「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）及びコンペ参加者によるプレゼンテーションについて、別紙「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 選考委員会の開催日時及び場所

選考委員会を開催する日時及び場所については、別途コンペ参加者に通知する。

【予定】 日時：令和7年3月17日（月）

場所：岩手県盛岡地区合同庁舎

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- (2) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それをコンペ参加者ごとに合計した総得点により総合順位をつけるものとする。ただし、評点が総得点の1/2に満たない場合は、順位点を付与しないこととする。
なお、総得点が同点の場合には、各委員から、高い順位の評価を多く得た者を上位者とするものとし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 選考委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、コンペ参加者が1者のみであった場合においても、選考委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その結果を県に報告するものとする。

審 査 項 目 、 審 査 観 点 及 び 配 点

【いわて働き方改革加速化推進等業務】

審査項目		審査観点	配点
1	全般	業務の趣旨を理解するとともに、現状と課題を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるか。	10
2	企画提案内容		
	(1) いわて働き方改革推進運動の展開	・事業の趣旨に合致しているか。 ・効果的にいわて働き方改革推進運動が展開・拡大される内容となっているか。	10
	(2) いわて働き方改革AWARDの実施	・事業の趣旨に合致しているか。 ・効果的に普及啓発が行われる内容となっているか。 ・実施可能な内容となっているか。	10
	(3) 働き方改革包括支援業務の実施	・事業の趣旨に合致しているか。 ・効果的に企業等の働き方改革に係る取組が支援される内容となっているか。 ・働き方改革実践企業（過年度補助事業者並びに社員満足度調査及び休暇制度等利用実態調査回答事業者）へのフォローアップが効果的に行われる内容となっているか。	15
	(4) 働き方改革関連ホームページの管理	・事業の趣旨に合致しているか。 ・効果的に普及啓発が行われる内容となっているか。	5
	(5) 働き方改革実践企業のフォローアップ	・事業の趣旨に合致しているか。 ・従業員エンゲージメントサーベイ（主体的貢献意欲、休暇制度等利用実態）を踏まえた伴走支援によるフォローアップが効果的に行われる内容となっているか。 ・実施可能な内容となっているか。	20
	(6) 魅力ある職場づくり推進事業費補助金に関する周知	・事業の趣旨に合致しているか。 ・効果的に周知が行われる内容となっているか。	5
	(7) 補助金交付申請等に対する支援	・事業の趣旨に合致しているか。 ・効果的に企業の申請支援や取組の実効性が高まる内容となっているか。	5
	(8) 事業計画審査資料の作成	・事業の趣旨に合致しているか。	5
3	業務遂行能力	・提案内容を確実に履行可能な組織体制を構築できるか。 ・他事業との緊密な連携が可能であるか。 ・本業務に類する業務の実績は良好であるか。	10
4	見積書	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性はあるか。	5
合 計			100